

第44回
定時株主総会
招 集 ご 通 知

日時

2025年6月26日（木）午前10時

場所

徳島市川内町平石若松108番地4
ジャストシステム徳島本社

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

株式会社 ジャストシステム

証券コード4686

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
第44回定時株主総会を2025年6月26日に開催いたしますので、
ここに招集ご通知をお届けいたします。

ジャストシステムでは、世の中の定石や固定観念にとらわれることなく
常に変化を意識することが、成長を継続させることに繋がると考えています。
考え抜くこと、変化すること、創造すること、
これらを体現することで、さらなる企業価値の向上を実現してまいります。

そして、ジャストシステムが社会に提供する価値の源は、
やはり良い商品とサービスです。
それはこれからも変わることはありません。
その大きさと位置づけを確認しながら対象を世界に広げ、
世界中の人々のより良い未来を創造すること、
それを私たちは実現したいと考えています。
変動の激しい IT 業界の中で、時流をいち早くとらえ、
新しい技術を積極的に採り入れながら、
これからも社会に対して新たな価値を提供し続けてまいります。

今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますよう
宜しく申し上げます。

代表取締役社長

関灘 恭太郎



幼児向け通信教育



小学生向け通信教育



中学生向け通信教育



高校生向け通信教育



小中学校向け学習クラウド



ノーコード クラウドデータベース



オフィス統合ソフト



日本語ワープロソフト



日本語入力システム



セルフ型ネットリサーチ



オンラインインタビューサービス

株 主 各 位

証券コード 4686

2025年6月10日

(電子提供措置の開始日 2025年6月4日)

徳島市川内町平石若松108番地4

株式会社 ジャストシステム

代表取締役社長 関 灘 恭 太 郎

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.justsystems.com/jp/ir/>

上記のほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力のうえ検索し、

「基本情報」ボタン、「縦覧書類/PR情報」タブ、「株主総会招集通知/株主総会資料」の「情報を閲覧する場合はこちら」ボタンの順にクリックして、ご確認ください。

株主の皆様におかれましては、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、【議決権行使等についてのご案内】（4頁）に従って2025年6月25日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時		
2 場 所	徳島市川内町平石若松108番地4 ジャストシステム徳島本社 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)		
3 目的事項	報告事項	1. 第44期（2024年4月1日より2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第44期（2024年4月1日より2025年3月31日まで）計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	

以 上

電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、法令及び定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様へ交付する書面には記載しておりません。これらの事項は、監査報告及び会計監査報告の作成に際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部です。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載します。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

開催日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

場 所 ジャストシステム徳島本社
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙へ議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議案に賛否のご表示がない場合、「賛」の意思表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



- ・パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・スマートフォンにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

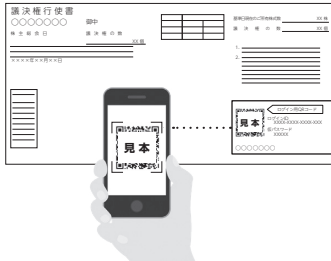
行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後6時入力分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法等が
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

※複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱い

- (1) 郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- 機関投資家の皆様は、(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

経営体質の強化並びに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続に努めることを基本方針としています。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案し、以下のとおりいたします。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金12円

配当総額 770,686,116円

すでに中間配当金として1株につき金10円をお支払いしていますので、年間配当金は1株につき金22円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案

監査等委員でない取締役5名選任の件

監査等委員でない取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いいたします。

本議案に関しましては、監査等委員会における検討の結果、特段の指摘事項はありませんでした。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	せきなだ きょうたろう 関 瀧 恭 太 郎 (1977年12月29日)	2000年 4 月 (株)キーエンス入社 2009年 6 月 当社取締役 2010年10月 当社取締役 事業企画部長 2012年 7 月 当社取締役 経営企画室長 2016年 3 月 当社代表取締役社長（現任）	5,000株
2	たじき まさゆき 田 食 雅 行 (1969年10月15日)	2006年10月 当社入社 2012年 4 月 当社コンシューマ事業部長 2018年10月 当社ソリューションストラテジー事業部長 2020年 6 月 当社取締役 ソリューションストラテジー事業部長（現任）	1,000株
3	み き まさゆき 三 木 雅 之 (1975年4月3日)	1998年 4 月 (株)キーエンス入社 2009年 6 月 当社取締役（現任） 2016年 3 月 当社取締役 最高開発責任者 2018年 6 月 (株)キーエンス取締役 2024年 3 月 同 グローバルIT推進グループ長（現任）	5,000株
4	くりはら まなぶ 栗 原 学 (1956年4月19日)	1987年10月 監査法人中央会計事務所入所 1991年 3 月 公認会計士登録 2001年 7 月 中央青山監査法人 パートナー 2007年 8 月 新日本監査法人 パートナー 2017年 9 月 栗原公認会計士事務所 代表（現任） 2019年 6 月 当社社外取締役（現任）	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
5	みどりかわ よし え 緑川 芳江 (1979年5月8日)	2007年12月 弁護士登録 2008年 1 月 森・濱田松本法律事務所入所 2015年 1 月 ニューヨーク州弁護士登録 2016年10月 Freshfields Bruckhaus Deringer法律事務所入所 2019年 1 月 三浦法律事務所 パートナー（現任） 2023年 6 月 当社社外取締役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 栗原学氏及び緑川芳江氏は、社外取締役候補者です。両氏とも現在当社の社外取締役であり、当社の独立性基準を満たしていることから、独立役員として東京証券取引所に届けております。両氏が再任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定です。
3. 栗原学氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての財務、会計及び税務に関する豊富な経験と専門知識並びに他社取締役や投資法人の監督役員としての経験を有していることから、当社取締役会の機能強化が期待されるためです。同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 緑川芳江氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに他社監査役や投資法人の監督役員としての経験を有していることから、コンプライアンスの観点を中心としたアドバイスにより当社取締役会の機能強化が期待されるためです。同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、栗原学氏及び緑川芳江氏との間で損害賠償責任の限度額を500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は、両氏との当該契約を継続する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求を受けた場合等において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責条項があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各候補者が取締役就任した場合に、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、各候補者の任期中に当該保険契約を更新する予定です。

(社外取締役の独立性基準)

社外取締役のうち、以下のいずれにも該当しない者は、独立性を有するものと判断しています。

1. 就任の前10年間に於いて、当社グループの取締役・監査役・執行役員（社外役員は除くものとし、以下、総称して「役員」という。）または使用人であった者。
2. 現在または過去5年間のいずれかの事業年度において、当社グループの現在の大株主(※)である法人・団体等もしくは当社グループが現在大株主である法人・団体等の役員または使用人であった者。(※)大株主とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう。
3. 当社グループの主要な取引先(※)または当該取引先の役員もしくは使用人である者。(※)主要な取引先とは、当社グループまたは相手方から見た販売先、仕入先であって、現在または過去3年間のいずれかの事業年度における当社グループとの取引（支払額もしくは受取額）が、当社グループまたは取引先（その親会社を含む）の連結売上高の2%以上を占める法人・団体等をいう。
4. 現在または過去3年間のいずれかの事業年度において、当社の主要な借入先、またはその役員もしくは使用人であった者。
5. 当社グループから多額の寄付(※)を受けている法人・団体等の理事その他役員または使用人である者。(※)多額の寄付とは、直近3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいう。
6. 現在または過去3年間いずれかの事業年度において、当社グループの会計監査人の代表、パートナーまたは社員等であった者。
7. 当社グループから役員報酬以外に、多額(※)の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等。(※)多額とは、直近3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいう。
8. 以下に該当する者の二親等内の親族。
 - ・現在または過去5年間のいずれかの事業年度において、当社グループの役員または重要な使用人(※)であった者。(※)重要な使用人とは、組織責任者に相当する職位以上の者をいう。
 - ・上記2から7で、就任を制限している者。
9. その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたします。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	※ ながさわ かつじ 長澤 克治 (1959年10月15日)	1982年 4 月 野村證券(株)入社 1989年 8 月 Nomura Securities International Inc. 1997年 6 月 Nomura Capital Services Inc. President 2000年12月 Nomura Holding America Inc. Managing Director 2019年10月 野村グローバル・ファイナンス(株) 監査役 2019年11月 野村ホールディングス(株) 取締役会室 エグゼクティブ・マネージャー	一株
2	くまがい つとむ 熊谷 勉 (1950年5月7日)	1974年 4月 (株)伊勢丹入社 2007年 4月 同 執行役員 経理部長 2009年 4月 同 常勤監査役 2011年 4月 (株)三越伊勢丹 常勤監査役 2012年 6月 当社社外監査役 2021年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	い が ら し とおる 五十嵐 透 (1981年11月26日)	2011年 1 月 (株)キーエンス入社 2018年 9 月 同 経 理 グ ル ー プ 長 (現任) 2019年 6 月 当社社外監査役 2021年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者です。
2. 長澤克治氏、熊谷勉氏及び五十嵐透氏は、監査等委員である社外取締役候補者です。各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 長澤克治氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、国内外における豊富な業務執行経験や監査役としての経験と識見を有しており、取締役会における意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待されるためです。
4. 熊谷勉氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、経理部門における豊富な業務執行経験や常勤監査役の経験と識見を有しており、取締役会における意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待されるためです。同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 五十嵐透氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、経理部門における豊富な業務執行経験や識見を有しており、取締役会における意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待されるためです。同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、熊谷勉氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ています。同氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定です。長澤克治氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定です。
7. 当社は、熊谷勉氏、五十嵐透氏との間で損害賠償責任の限度額を500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、各候補者が再任された場合は、それぞれ当該契約を継続する予定です。長澤克治氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定です。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求を受けた場合等において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責条項があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、各候補者の任期中に当該保険契約を更新する予定です。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2024年6月25日開催の第43回定時株主総会において、補欠の監査等委員である取締役に選任された栗原学氏の選任の効力は本総会開始の時までとされていますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたします。

補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
栗原 学 (1956年4月19日)	1987年10月 監査法人中央会計事務所入所 1991年 3 月 公認会計士登録 2001年 7 月 中央青山監査法人 パートナー 2007年 8 月 新日本監査法人 パートナー 2017年 9 月 栗原公認会計士事務所 代表（現任） 2019年 6 月 当社社外取締役（現任）	一株

- (注) 1. 栗原学氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 栗原学氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての財務、会計及び税務に関する豊富な経験と専門知識並びに他社取締役や投資法人の監督役員としての経験を有していることから、取締役会における意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待されるためです。同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。同氏は、現在当社の監査等委員でない社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
3. 栗原学氏は、第2号議案「監査等委員でない取締役5名選任の件」が原案通り可決されまると、監査等委員でない取締役に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合には、監査等委員でない取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
4. 当社は、栗原学氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、監査等委員である取締役に就任した場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定です。
5. 当社は、栗原学氏との間で損害賠償責任の限度額を500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれが高い額とする責任限定契約を締結しており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で同契約を継続する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求を受けた場合等において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責条項があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。栗原学氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、同氏の任期中に当該保険契約を更新する予定です。

ご参考 取締役のスキルマトリクス

取締役会を構成する取締役は、倫理観・誠実性、財務・会計・技術等に関する方針決定における幅広い経験、また他の取締役会構成員と相互補完的役割を期待できる能力や経験を有すること等を要件としております。独立社外取締役については他社での経営経験を有する者を含め、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、及び多様性に配慮した人材の選任を行っております。

	氏 名	企業経営	事業企画・マーケティング	商品開発・技術戦略	財務・会計	法務	リスク管理	コーポレート・ガバナンス
取締役	関灘 恭太郎	●	●	●			●	●
	田 食 雅 行	●	●	●				
	三 木 雅 之	●	●	●				
	栗 原 学				●		●	●
	緑 川 芳 江					●	●	●
取締役 (監査等委員)	長 澤 克 治	●					●	●
	熊 谷 勉				●			●
	五 十 嵐 透				●			●

以上

事業報告 (2024年4月1日より2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、物価上昇等の影響に引き続き留意が必要なものの、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調となりました。

このような状況下において、当社グループは、高機能で付加価値の高い商品・サービスを提供することにこだわり、既存ビジネスによる安定した収益を基盤としつつ、個人・法人向けともに売上高の拡大に向けた提案力の強化や、新たな収益の柱となる新商品・サービスの企画、開発に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は445億51百万円、営業利益は180億34百万円、経常利益は181億59百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は123億27百万円となりました。

当社はソフトウェア関連事業の単一セグメントであります。個人・法人向けに分類すると、個人向け事業の売上高は309億46百万円、法人向け事業は136億5百万円となりました。

また、サブスクリプション方式で商品・サービスを提供している事業によるストックビジネスの売上高は333億5百万円、全社売上高に占める割合は74.8%となりました。

	第43期 (2024年3月期)	第44期 (2025年3月期)	前連結会計年度比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	40,985	44,551	8.7%増 
営業利益	17,041	18,034	5.8%増 
経常利益	17,384	18,159	4.5%増 
親会社株主に帰属する当期純利益	11,636	12,327	5.9%増 

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

(4) 今後の見通しと対処すべき課題

今後の日本経済につきましては、各種政策の効果もあり、景気の持ち直しが期待できるものの、物価上昇等の影響に引き続き留意する必要があります。

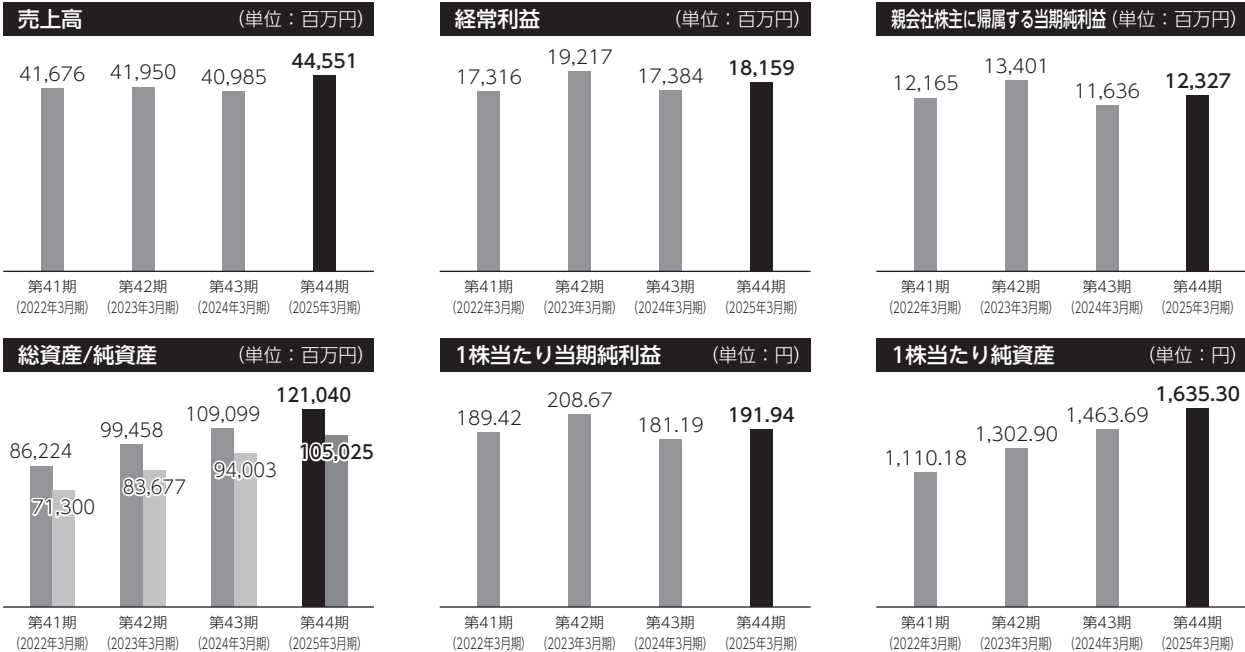
このような経営環境の中で、当社は個人・法人向けに幅広く商品・サービスを提供できる強みを活かして継続的かつ安定的に収益を確保できる体制を整備・推進してまいります。そして、当社の商品・サービスを通じてお客様や社会の発展に資することで、株主の皆様やお客様、市場、さらには社員が求める企業価値を総合的に高めていくことが重要であると考えています。

当社は、経営指標の中でも、特に「1人当たりの営業利益額」の継続的な拡大を重視しており、既存商品については機能強化を継続することで顧客満足度を高め、他方では新商品・サービスの企画、開発により顧客層を拡大することで、継続的な事業拡大と企業価値の向上を目指します。

また、組織の活性化と人材戦略の強化拡充を進め、常に変化し、成長し続ける企業体質の構築に努めます。

当社グループが属するIT業界は、事業環境が短期的に大きく変動する傾向にあり、通期の業績予想について信頼性の高い数値を合理的に算出することは難しいと考えていますが、「継続的な増収増益」を目指し、スピードを意識して新商品・サービスの企画、開発の推進、将来に向けた積極的な成長投資等を実行してまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移



区 分	第41期 (2022年3月期)	第42期 (2023年3月期)	第43期 (2024年3月期)	第44期 (当期) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	41,676	41,950	40,985	44,551
経 常 利 益 (百万円)	17,316	19,217	17,384	18,159
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	12,165	13,401	11,636	12,327
総 資 産 (百万円)	86,224	99,458	109,099	121,040
純 資 産 (百万円)	71,300	83,677	94,003	105,025
1株当たり当期純利益 (円)	189.42	208.67	181.19	191.94
1株当たり純資産 (円)	1,110.18	1,302.90	1,463.69	1,635.30

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
JUSTSYSTEMS AMERICA, INC.	25百万USD	100.0	ソフトウェア及び関連サービスの企画と開発、提供
JUSTSYSTEMS CANADA, INC.	10百万CAD	100.0	「XMetaL」商品の開発と販売

(注) 連結決算日現在の資本金です。

③ その他

(株)キーエンスは、当社のその他の関係会社であり、同社は当社の株式を28,234千株（持株比率43.96%）保有しています。当社は同社と資本・業務提携契約を締結しています。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

ソフトウェア及び関連サービスの企画と開発、提供

(8) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

東京本社 東京都新宿区西新宿6丁目8番地1号
住友不動産新宿オークタワー
徳島本社 徳島県徳島市川内町平石若松108番地4
営業所 東京都新宿区、名古屋市、大阪市

② 子会社

JUSTSYSTEMS AMERICA, INC.（アメリカ）
JUSTSYSTEMS CANADA, INC.（カナダ）

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

企業集団の従業員数は297名（116名）、当社の従業員数は289名（114名）です。

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、人材派遣会社からの派遣社員、パート・アルバイトを含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(10) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 66,163,200株
- (2) 発行済株式の総数 64,224,800株 (うち自己株式957株)
- (3) 株主数 5,043名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社キーエンス	28,234	43.96
重田 康光	4,686	7.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,257	6.63
DAIWA CM SINGAPORE LTD - NOMINEE HIKARI TSUSHIN INVESTMENTS ASIA PTE LTD	3,182	4.96
光通信株式会社	2,394	3.73
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,564	2.44
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,416	2.21
福良 伴昭	750	1.17
渡辺 正博	712	1.11
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	706	1.10

(注) 持株比率は自己株式 (957株) を控除し、算出しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	関 灘 恭太郎	
取締役	田 食 雅 行	ソリューションストラテジー事業部長
取締役	三 木 雅 之	(株)キーエンス グローバルIT推進グループ長
取締役	栗 原 学	栗原公認会計士事務所 代表
取締役	緑 川 芳 江	三浦法律事務所 パートナー
取締役（常勤監査等委員）	肥 後 泰	
取締役（監査等委員）	熊 谷 勉	
取締役（監査等委員）	五十嵐 透	(株)キーエンス 経理グループ長

- (注) 1. 取締役栗原学氏及び緑川芳江氏は、社外取締役です。
2. 取締役（常勤監査等委員）肥後泰氏、取締役（監査等委員）熊谷勉氏及び五十嵐透氏は、社外取締役であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、肥後泰氏を常勤監査等委員として選定しています。
4. 栗原学氏、緑川芳江氏、肥後泰氏、熊谷勉氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役と、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく各社外取締役の損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としています。

(3) 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	158 (10)	46 (10)	111 (一)	— (一)	5名 (2名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11 (11)	11 (11)	— (一)	— (一)	3名 (3名)
合 計 （うち社外取締役）	170 (21)	58 (21)	111 (一)	— (一)	8名 (5名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 報酬限度額は、2021年6月24日開催の第40回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）は年額3億円以内（うち社外取締役分は年額2,400万円以内）とし（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）は年額3,600万円以内とする旨を決議しています。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名（うち社外取締役2名）、取締役（監査等委員）の員数は3名です。

(4) 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針

① 基本方針

当社の取締役報酬は、下記を基本方針としています。

- ・業績に対する責任を明確にし、かつ継続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- ・優秀な人材を確保・維持できる報酬水準・報酬体系とすること
- ・報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること

② 報酬額算定方法

報酬額は、業績に対する責任を明確にするため、前事業年度における管理職の年収を基準額とし、係数を乗じることにより算出しています。

報酬の水準につきましては、当社の事業内容及び経営状況等を踏まえ、他の上場企業（同業・同規模他業種を含む）における報酬額や当社従業員給与とのバランス等を考慮し、係数を設定しています。係数は、役位によって異なり、5.0を上限としています。

報酬は、基本報酬と前事業年度の業績に連動した業績連動報酬により構成され、報酬に占める業績連動部分の割合は、70～80%となっています。

当社は、経営指標の中でも、特に「1人当たりの営業利益額」の継続的な拡大を重視し、業績連動部分を決定する指標として用いています。その増減を報酬に反映させることで、業績との連動性を高め、企業の成長に対する責任を明確にしています。

現時点では、株主との持続的な利益意識の共有、企業価値の向上が十分に図れていると考えており、また、他の上場企業における報酬水準とのバランスを考慮した上で、株式報酬を含む中長期インセンティブ等の導入は今後の検討課題としています。

（注）社外取締役は除きます。

③ 社外取締役の報酬

社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることを鑑み、当社業績との連動部分を含まない基本報酬のみとしています。社外取締役（監査等委員を除く）の報酬額は、他の上場企業における報酬や、要求内容、経営への影響度合い・関与度合い等に応じて設定しています。社外取締役（監査等委員）の報酬は、株主総会において決議された報酬総額の範囲内において、社外取締役（監査等委員）の協議により決定しています。

④ 報酬決定プロセス

取締役の報酬等に関する方針は、独立社外取締役が過半数を占める会議での確認、助言を得た上で、取締役会にて決議することとしています。当社取締役の個人別報酬等については、取締役会より一任された代表取締役社長 関瀬恭太郎が、株主総会において決議された金額を上限として、当該取締役会決議に沿って決定しています。同氏に委任した理由は、当社の事業環境や経営状況、取締役の役割や成果等を熟知し、総合的かつ客観的に取締役の報酬額を決定できると判断したためです。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、以上のような決定プロセスを経ていることから、決定方針に沿うものであると判断しています。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を当社及び子会社の取締役、経営に関わる管理職の地位にある従業員等を被保険者として締結しています。また、全ての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しています。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求を受けた場合等において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責条項があります。

(6) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況、及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

・取締役

栗原学氏は、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、公認会計士としての財務、会計及び税務に関する豊富な経験と専門知識並びに他社取締役や投資法人の監督役員としての経験に基づき、当社の経営全般及びコーポレート・ガバナンスに対して、具体的な意見・提言を行っています。

緑川芳江氏は、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、弁護士としての高度な専門知識に加え、他社監査役や投資法人の監督役員としての経験に基づき、当社の経営全般及びコーポレート・ガバナンスに対して、具体的な意見・提言を行っています。

・取締役（監査等委員）

常勤監査等委員の肥後泰氏は、当事業年度に開催された取締役会12回及び監査等委員会13回の全てに出席し、金融業界の会社経営における豊富な業務執行経験や取締役（監査等委員）としての経験と識見に基づき、独立した立場から経営全般に対する監督と具体的な意見・提言を行っています。

熊谷勉氏は、当事業年度に開催された取締役会12回及び監査等委員会13回の全てに出席し、経理部門における豊富な業務執行経験や常勤監査役としての経験と識見に基づき、独立した立場から経営全般に対する監督と具体的な意見・提言を行っています。

五十嵐透氏は、当事業年度に開催された取締役会12回及び監査等委員会13回の全てに出席し、経理部門における豊富な業務執行経験や識見に基づき、経営全般に対する監督と具体的な意見・提言を行っています。

② 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役の栗原学氏は、栗原公認会計士事務所の代表です。当社は同事務所との間に特別の関係はありません。

取締役の緑川芳江氏は、三浦法律事務所のパートナーです。当社は同事務所との間に特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）の五十嵐透氏は、(株)キーエンスの業務執行者です。同社は、当社のその他の関係会社であり、当社は同社と資本・業務提携契約を締結しています。同社は、当社の自主・自立性を尊重しており、当社の意思決定を妨げたり、拘束したりすることはありません。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に該当すると判断した場合に、監査等委員全員の同意によって解任いたします。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。上記の場合のほか、会計監査人による適正な職務の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

○業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

行動規範及びコンプライアンス関連規程の制定、並びに継続的な教育プログラムの実施により、法令及び定款の遵守やコンプライアンス意識の周知徹底を図る。また、当該遵守の不適合を発見する仕組みの一つとして、内部通報関連規程に基づき、内部通報制度を運用する。こうした体制の整備状況については、内部監査担当による監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役による自己の職務の執行状況を取締役会報告事項として定め、当該報告事項を含む議事録を10年間保存する。また、経営会議議事録及び社内承認記録を、書面や電磁的方法により保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務報告や情報セキュリティ等の管理対象事項に応じた関連規程を定め、リスク管理に関する統括責任者を取締役社長として、全社のリスク把握と対策を推進する組織横断的な管理体制を整備することにより、リスク分析、評価、及び対策の策定を継続的に行う。また、その活動状況を取締役会に対し定期的に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定、及び取締役からの業務報告に基づく職務執行状況の監督を行う。また、取締役会の監督機能をより強化しつつ、職務執行の効率性を確保することを目的として、重要な業務執行の決定の一部を取締役社長へ委任し、経営会議を随時開催する等、取締役会から委任を受けた事項及びその他の業務執行に係る重要事項の意思決定を機動的に行う。さらに、責任権限規程に基づき組織責任者への権限委譲を行い、各種意思決定を迅速に行える体制を整備する。

また、各事業年度における業績目標を設定し、予実分析と事業施策の効果測定を通じて、計画的かつ効率的な事業運営を図るとともに、取締役会へ取組状況を報告する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社に子会社等の関係会社管理を行う部門を設置し、関係会社管理規程等によりその管理方針等を定めるほか、必要に応じ当社取締役又は使用人を関係会社に派遣して企業集団における業務の適正を確保する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の求めがあった場合は、監査等委員会と協議したうえで適切な使用人を選定し、その職務を補助させる。取締役は、当該使用人が行う補助業務を妨げず、また、当該使用人の人事考課において不当な評価を行わない。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令又は定款に違反する事実又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、及び監査等委員による適正な職務の執行に必要な事実について、監査等委員会に直ちに報告する体制を整備する。また、取締役及び使用人は、監査等委員会から業務に関する事項の報告を求められた場合、すみやかに行う。当社は、これらの報告者に対し、報告を理由とした不利益な取扱いを行わない。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役社長と監査等委員は情報共有に努めるとともに、監査等委員が取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べられる体制を整備する。監査等委員会と内部監査担当及び会計監査人が連携し、効率的で有効性のある監査の実施が可能な体制を整備する。また、当社は、監査等委員がその職務を執行するうえで必要と認めた費用についてこれを負担し、緊急又は臨時に支出した費用については、会社に償還を請求することができる。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役会は、取締役8名（うち社外取締役5名）で構成されており、原則月1回の定時取締役会のほか、臨時取締役会を開催し、法令等に定める重要事項のほか、経営に係る重要な意思決定を行っております。取締役会から取締役社長に委任された事項及びその他の業務執行に係る重要事項については業務執行取締役、その他組織責任者等で構成される経営会議において審議・決定いたします。

(2) 監査等委員会は、監査等委員3名で構成されており、原則月1回開催し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。監査等委員は取締役会その他経営会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。

(3) 当事業年度の具体的な取組

①コンプライアンスの徹底

当社グループ行動規範に基づくコンプライアンス徹底の一環として、全従業員を対象にした研修、及びコンプライアンス関連ニュースの月次配信を実施しております。この取組の中で、通報窓口の体制、通報のしやすさ、通報者の保護といった観点から内部通報制度について再周知を図り、個人情報保護に関して担当事務局の体制強化や管理プロセスの高度化を行うとともに、社内啓蒙の充実を図りました。さらに、定期的なコンプライアンス意識調査を実施することで、組織風土に関する課題や潜在的なリスクを早期に発見し、これらの解決にむけた具体的な施策に取り組んでおります。

②リスク管理体制の整備・運営

統括責任者を取締役社長としたリスク管理機関が、社内外に存在するリスク評価、対応をリスクアセスメントに基づき実施、組織横断的な管理体制の高度化を進めております。新たにリスク共有の仕組みを導入することで、各組織が自律統制を強化し、再発防止策等の予兆管理が可能な体制を構築しました。個人情報管理・情報セキュリティ等を強化するとともに、当該取組状況を取締役会に対し定期的に報告しております。

③情報・システムセキュリティに関する継続的な取組

IT環境の変化を事業リスクと捉え、継続的な情報収集や訓練によりサイバー攻撃等への対策強化を行い、実効性を高め、セキュリティレベルを定期的に確認する仕組みを構築しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

科目	第44期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	109,649
現金及び預金	90,569
受取手形及び売掛金	2,829
有価証券	10,000
商品及び製品	852
原材料及び貯蔵品	1,149
前払費用	3,048
その他	1,269
貸倒引当金	△69
固定資産	11,391
有形固定資産	5,743
建物及び構築物	9,457
工具器具備品	1,555
土地	3,569
減価償却累計額	△8,838
無形固定資産	4,574
ソフトウェア	4,262
ソフトウェア仮勘定	311
その他	0
投資その他の資産	1,072
投資有価証券	14
繰延税金資産	726
その他	331
資産合計	121,040

(単位：百万円)

科目	第44期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	15,822
買掛金	872
未払金	2,066
未払法人税等	3,252
前受収益	8,351
賞与引当金	659
その他	618
固定負債	192
退職給付に係る負債	177
その他	14
負債合計	16,015
純資産の部	
株主資本	105,123
資本金	10,146
資本剰余金	12,293
利益剰余金	82,685
自己株式	△2
その他の包括利益累計額	△98
為替換算調整勘定	△89
退職給付に係る調整累計額	△9
純資産合計	105,025
負債・純資産合計	121,040

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第44期 2024年4月 1 日から 2025年3月31日まで	
売上高		44,551
売上原価		9,779
売上総利益		34,772
販売費及び一般管理費		16,737
営業利益		18,034
営業外収益		193
受取利息	163	
受取賃貸料	17	
その他	12	
営業外費用		68
為替差損	53	
その他	14	
経常利益		18,159
税金等調整前当期純利益		18,159
法人税、住民税及び事業税		5,874
法人税等調整額		△42
当期純利益		12,327
親会社株主に帰属する当期純利益		12,327

連結株主資本等変動計算書

第44期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,146	12,293	71,642	△2	94,081
当期変動額					
剰余金の配当			△1,284		△1,284
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,327		12,327
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	11,042	△0	11,042
当期末残高	10,146	12,293	82,685	△2	105,123

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△71	△5	△77	94,003
当期変動額				
剰余金の配当				△1,284
親会社株主に帰属する 当期純利益				12,327
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△17	△3	△21	△21
当期変動額合計	△17	△3	△21	11,021
当期末残高	△89	△9	△98	105,025

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第44期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	107,929
現金及び預金	89,081
売掛金	2,807
有価証券	10,000
商品及び製品	735
原材料及び貯蔵品	764
前払費用	2,951
未収金	396
前払金	142
その他	1,119
貸倒引当金	△68
固定資産	12,821
有形固定資産	5,741
建物	2,037
構築物	57
工具器具備品	76
土地	3,569
無形固定資産	4,500
ソフトウェア	4,188
ソフトウェア仮勘定	311
投資その他の資産	2,579
投資有価証券	14
関係会社株式	1,499
長期前払費用	95
差入保証金	224
繰延税金資産	726
その他	19
資産合計	120,750

科目	第44期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	15,534
買掛金	870
未払金	1,988
未払法人税等	3,252
前受収益	8,158
賞与引当金	658
その他	605
固定負債	184
退職給付引当金	179
その他	4
負債合計	15,718
純資産の部	
株主資本	105,032
資本金	10,146
資本剰余金	12,293
資本準備金	5,355
その他資本剰余金	6,938
利益剰余金	82,594
利益準備金	19
その他利益剰余金	82,575
繰越利益剰余金	82,575
自己株式	△2
純資産合計	105,032
負債・純資産合計	120,750

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第44期 2024年4月 1 日から 2025年3月31日まで	
売上高		43,428
売上原価		9,531
売上総利益		33,896
販売費及び一般管理費		15,003
営業利益		18,893
営業外収益		196
受取利息及び配当金	166	
受取賃貸料	17	
その他	12	
営業外費用		32
為替差損	19	
その他	12	
経常利益		19,058
特別利益		70
関係会社事業損失引当金戻入額	70	
特別損失		2,202
関係会社株式評価損	2,202	
税引前当期純利益		16,925
法人税、住民税及び事業税		5,874
法人税等調整額		△42
当期純利益		11,093

株主資本等変動計算書

第44期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	10,146	5,355	6,938	19	72,766
当期変動額					
剰余金の配当					△1,284
当期純利益					11,093
自己株式の取得					
当期変動額合計	－	－	－	－	9,809
当期末残高	10,146	5,355	6,938	19	82,575

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△2	95,223	95,223
当期変動額			
剰余金の配当		△1,284	△1,284
当期純利益		11,093	11,093
自己株式の取得	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	9,808	9,808
当期末残高	△2	105,032	105,032

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社ジャストシステム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久世浩一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川口泰広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジャストシステムの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャストシステム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社ジャストシステム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久世 浩一
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 川口 泰広
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャストシステムの2024年4月1日から2025年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、重点監査項目、職務の分担等を含めた監査計画に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び子会社社管理部門等から事業及び管理状況に関し随時報告を受けるとともに、必要に応じて子会社へ問い合せ、確認をいたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は無く、その整備及び運用についても、継続的な改善が図られているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社ジャストシステム 監査等委員会

常勤監査等委員 肥 後 泰 ⑤
監査等委員 熊 谷 勉 ⑤
監査等委員 五十嵐 透 ⑤

(注) 監査等委員肥後泰、熊谷勉及び五十嵐透は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

企業理念

次の「あたりまえ」をつくる。

ジャストシステムは、
社会が真に必要とする、次の「あたりまえ」を創造し続けます。

既に存在する「あたりまえ」を疑い、
あらゆる市場における、次の「あたりまえ」を追求し続けます。

変化を恐れず、妥協を許さず、未来を見通し、
世の中にとっての「最高」を実現し続けます。

ウェブサイトのご案内

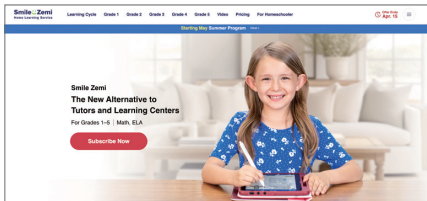
株主や投資家の皆様に当社を正しくご理解いただくと共に、
最新情報を公平かつ迅速に提供することを目的に、インター
ネットを活用した情報開示を行っています。
ぜひ当社ウェブサイトをご覧ください。

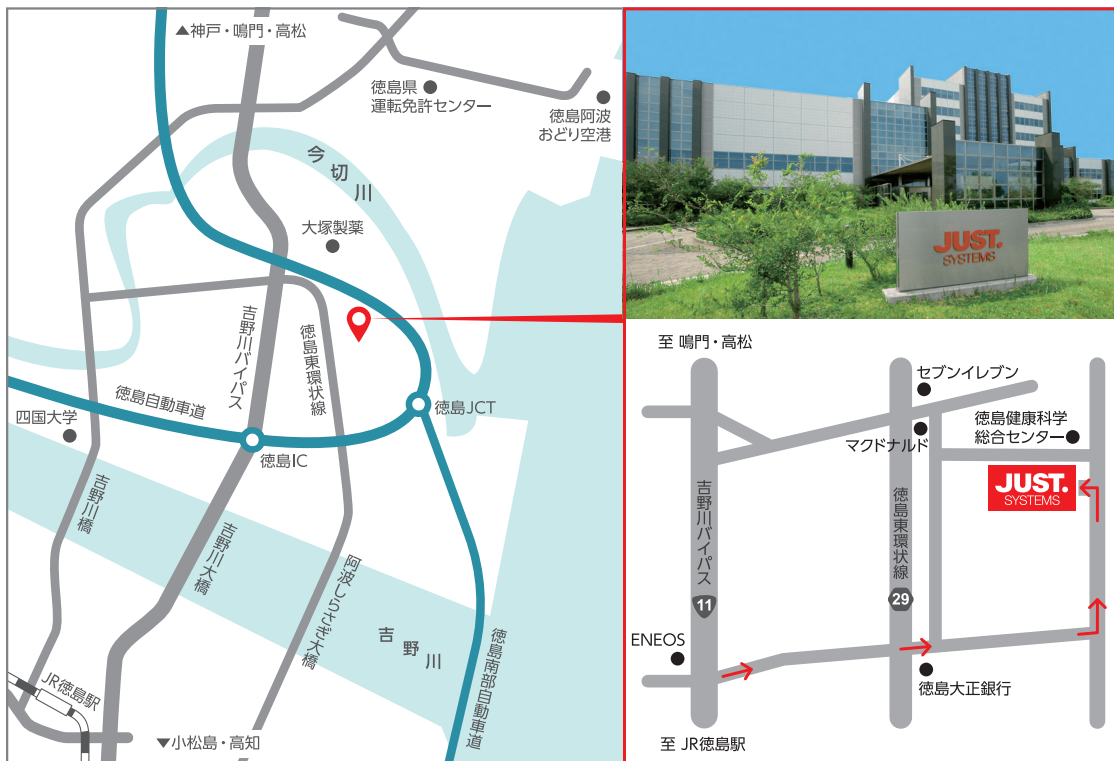
ジャストシステム

検索

[国内] <https://www.justsystems.com>

[海外] <https://us.justsystems.com>





■株主総会会場ご案内図

ジャストシステム徳島本社

徳島市川内町平石若松108番地4 電話088(666)1000

交通

●徳島阿波おどり空港より約10分 ●JR徳島駅より約20分 ●徳島自動車道徳島ICより約5分

※駐車場はご用意しておりますが、台数に限りがあるため、できる限り公共の乗り物でお越しくださいようお願い申し上げます。